



権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能について

4 機能の整理の考え方

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 現行計画での記載
- 中間とりまとめで今後の検討とされた内容
- 「個別支援」と「地域の体制づくり」による4機能の整理
- 福祉・行政と司法の観点から見た「個別支援」の4機能のさらなる整理
- 参考：成年後見制度を利用する際の流れ等について
- 参考：成年後見制度を利用する際の流れ等（後見人支援）に関する現行計画の記載について
- 「個別支援」を適切に行う観点から見た「地域の体制づくり」の4機能のさらなる整理

現行計画での記載

現行計画では、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等について、以下の記載となっている。

- 各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、⑤不正防止効果にも配慮すべきである。
- なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - (a) 受任者調整（マッチング）等の支援
 - (b) 担い手の育成・活動の促進（市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援）
 - (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

中間とりまとめで今後の検討とされた内容

4 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化

(1) 中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化

④ 地域連携ネットワークの更なる機能強化の検討

地域連携ネットワークが担う機能のあり方やその強化は、家庭裁判所における後見人等への監督及び地域連携ネットワークにおける後見人等への支援のあり方についての整理や、福祉・行政と司法との連携のあり方も踏まえて検討する必要があることから、本会議において引き続き検討する。

併せて、後見人等に対する苦情への対応等を含めた後見事務に関する調整・助言・指導等や意思決定支援のあり方、これに関する裁判所、中核機関、専門職団体、都道府県その他関係者・団体のそれぞれの性質・役割に応じた連携方法・役割分担のあり方も検討する。なお、中核機関については、未整備地域があることや地域の実情に応じて担っている役割が異なることについても考慮する必要がある。

「個別支援」と「地域の体制づくり」による4機能の整理

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能については、以下の意見を踏まえ、「個別支援」と「地域の体制づくり」による視点から、4機能の整理を行った。

<専門家会議委員意見より>

- 利用促進機能の3つの異なる機能を含め、全体が4つの機能で整理されているのはわかりにくい。これを見直して、担い手の育成・活動支援等の地域全体のしくみづくりの機能がある、ということを確認にし、行政の役割が強調されるべき。
- 現在の利用促進機能の内容には、異質な要素が混在していて、具体的なイメージが市町村に伝わりにくい。中でも、受任者調整機能は今後さらに重要になる、これを独立した機能として明示するのがよい。

<現行基本計画において地域連携ネットワークが担うとされている機能を整理した表>

	個別支援	地域の体制づくり
①広報機能	<ul style="list-style-type: none">・ 利用する本人への啓発	<ul style="list-style-type: none">・ 地域住民、関係者への理解促進、認識共有
②相談機能	<ul style="list-style-type: none">・ 相談対応・ 制度等の利用が必要かどうかのニーズの精査・ 必要な見守り体制へのつなぎ	<ul style="list-style-type: none">・ 相談に対応する体制の構築
③成年後見制度利用促進機能	<ul style="list-style-type: none">・ 受任者調整	<ul style="list-style-type: none">・ 適切な後見人を推薦する体制づくり・ 担い手の育成・活動の促進・ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
④後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none">・ 親族後見人等からの相談対応・ 必要な事案に対するモニタリング・バックアップ	—

福祉・行政と司法の観点から見た「個別支援」の4機能のさらなる整理

地域連携ネットワークの機能のあり方は、成年後見制度の利用には、中核機関等が関わる事案と関わらない事案の両方が存在すること（次頁参照）や、家庭裁判所における後見人等への監督及び地域連携ネットワークにおける後見人等への支援のあり方等を踏まえて整理する必要がある。

このことから、「個別支援」に関する機能について、福祉・行政が中心となり実施している内容と各機能に関連して裁判所が実施している内容を並記して、さらに整理した。

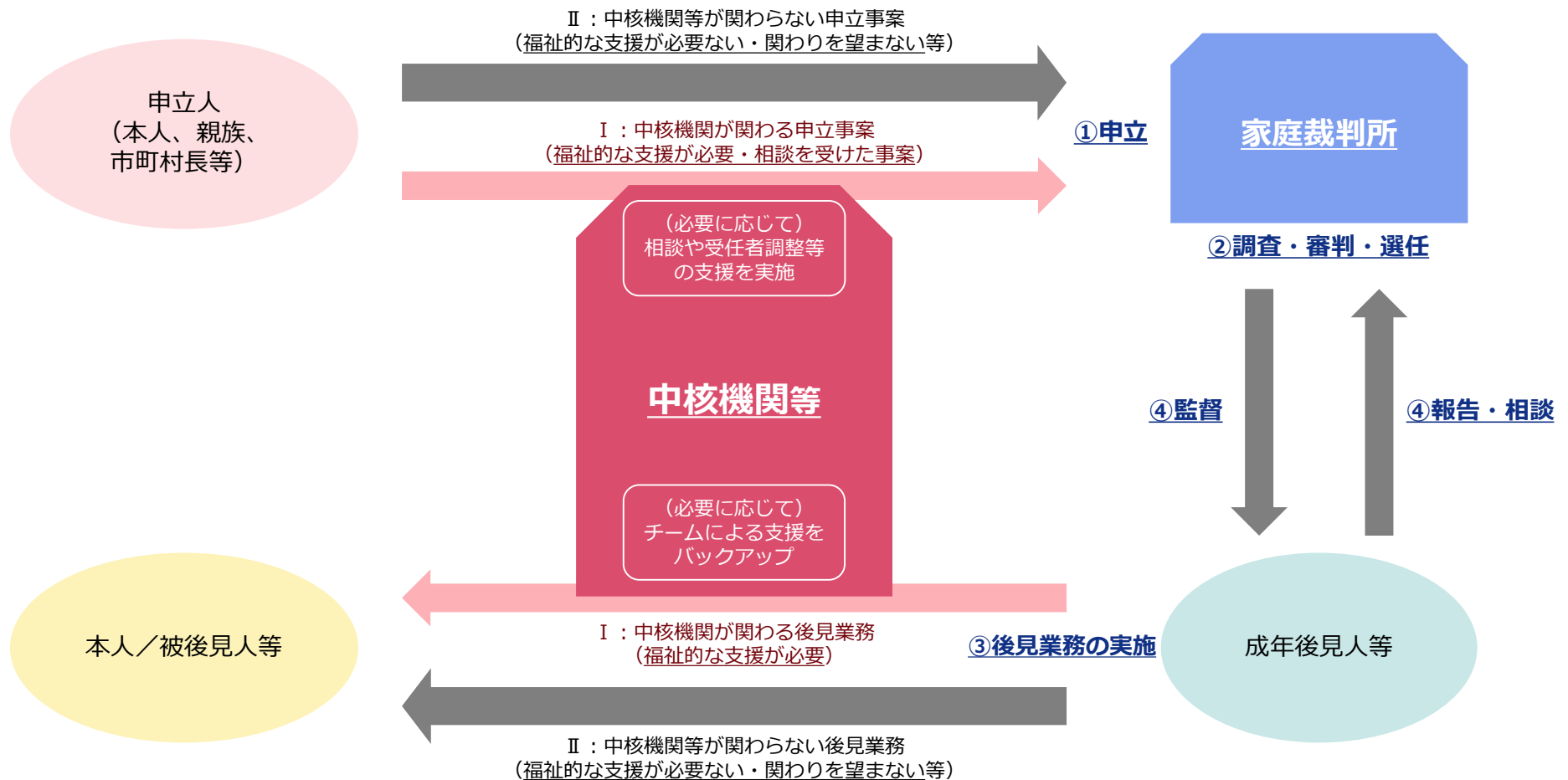
	個別支援	各機能に関連して裁判所が実施している内容 ※ 本欄は、最高裁判所で記載
	福祉・行政が中心となり実施している内容	
①広報機能	<ul style="list-style-type: none"> （福祉的な支援を必要とする方々を中心にした）啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所の手続を利用するのに必要な情報提供・手続案内
②相談機能	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応 制度等の利用が必要かどうかのニーズの精査 必要な見守り体制へのつなぎ 	同上
③成年後見制度利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"> 支援方針（課題の明確化、支援の内容）の検討 申立者（市町村長申立の適切な実施を含む）、候補者、チームの調整 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な後見人の選任をはじめとする手続運営
④後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 後見人やチーム関係者からの相談対応 必要な事案に対するモニタリング・バックアップ 苦情対応 チーム支援の再調整（後見人等の交代の提案、チームへの支援の終結など） 	<ul style="list-style-type: none"> 後見業務の監督 後見人からの相談等への対応（手続案内や適正な後見業務の遂行を確保するのに必要な対応として）

※ ____の項目は、現行計画の4機能には位置づけのない取組だが、実質的に実施している事例があるものなど。

参考：成年後見制度を利用する際の流れ等について（法定後見制度）

民法上、成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申立を行う必要があるが、制度上、中核機関等の関わりが求められているわけではない。

実態としても、I：福祉的な支援を必要とする方などが中核機関等の相談などを経て申立を行う場合もあれば、II：福祉的な支援が必要ない方や関わりを望まない方などが中核機関等の相談などを介さずに申立を行う場合もある。



参考：成年後見制度を利用する際の流れ等（後見人支援）に関する現行計画の記載について

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

(1) 基本的な考え方

(略)

さらに、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。

(略)

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

工) 後見人支援機能

- 中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、
 - ・ 法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ること。
 - ・ 専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みを作ること（ケース会議開催等）。
- 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援する。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行う。

(略)

「個別支援」を適切に行う観点から見た「地域の体制づくり」の4機能のさらなる整理

「地域の体制づくり」に関する機能は、「個別支援」が適切に行われるようにするという観点から、福祉・行政の関係者と司法の関係者などが、地域に共通する課題の検討・調整・解決などに、自発的に協力する体制づくりを進めるということを踏まえて整理する必要がある。

以上の観点から、「地域の体制づくり」に関する機能をさらに整理した。

	地域の体制づくり
①広報機能	<ul style="list-style-type: none">・ 制度の一般的認知度の向上に向けた取組・ 関係者の理解促進、協力体制づくり
②相談機能	<ul style="list-style-type: none">・ 相談窓口の明確化
③成年後見制度利用促進機能	<ul style="list-style-type: none">・ <u>市町村長申立、利用支援事業の適切な実施に向けた取組</u>・ <u>選任の際の考慮要素・受任イメージの共有</u>・ 担い手の育成のしくみづくり、推薦・支援体制づくり・ 日常生活自立支援事業等関連制度からの<u>移行のしくみづくり</u>
④後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none">・ <u>意思決定支援の浸透</u>・ <u>後見人単独では解決できない共通課題を解決するための支援策の構築</u>

- 参考資料

- ▶ 市町村における司法との連携に関する諸課題について
- ▶ 協議会等の設置状況、関係機関の参画状況について
- ▶ 家庭裁判所との連携に関する意識について
- ▶ 家庭裁判所等との連携や制度の運用改善等に関する意識について

市町村における司法との連携に関する諸課題について (第7回専門家会議資料抜粋)

1 後見人等の選任・交代に関すること

- 福祉・行政側での見方と、家庭裁判所側での見方とが異なるような場面が現場では生じている。

<市町村の意見等>

- 家裁と福祉関係者・市の間で、後見人等による権利擁護支援が必要な対象者像が異なっているため、福祉関係者・市が適切と考えている専門職が選任されないケース、申立時に添付する経過資料の内容や書類に対して家裁が行う指摘（市では取得不可能な書類や支援者が誰も知り得ない情報の提供を求める等）によって、申立手続きが止まり、スムーズな後見人選任に至らないケースが発生しており、家裁との関わり方について課題を感じている。
- 平成17年7月29日付けの厚労省の通知では、「市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認し・・・」となっているが、実態として、家裁から3親等など（推定法定相続人まで）についても確認をするようにと言われることがあり、通知とは矛盾するよう感じるが、家裁としての見解を聞きたい。
- 後見人等の選任をスムーズに行うために開催している受任調整会議であるが、会議のための調整等業務が増え、負担になっている。
- 選任については従来どおり裁判所で行っていただきたい。
- 市民後見人へのリレー受任を推進していただきたい。

2 家裁の判断基準等に関すること

- 連携を図ろうとする福祉・行政側の視点に立てば、例えば、市民後見人や法人後見の受任に関する判断や報酬付与に関する判断など、家庭裁判所の考え方や基準がわからないため、連携が図りにくいと感じている。

<市町村の意見等>

- 家庭裁判所の意向、判断基準について、「裁判官の独立性」で片づけられてしまうことが多い。利用促進を図るうえでは、三士会、医療機関や福祉関係者と家庭裁判所との協働が必須であり、裁判所としての判断基準や考え方をある程度分かるように示していただく必要があると思われる。（市民後見人や法人後見の受任に関する判断要素、報酬の判断基準等について）

市町村における司法との連携に関する諸課題について (第7回専門家会議資料抜粋)

3 家庭裁判所の態勢等に関すること

- 市町村からは、連携先となる家庭裁判所の態勢等の充実に対する期待の声も挙げられている。

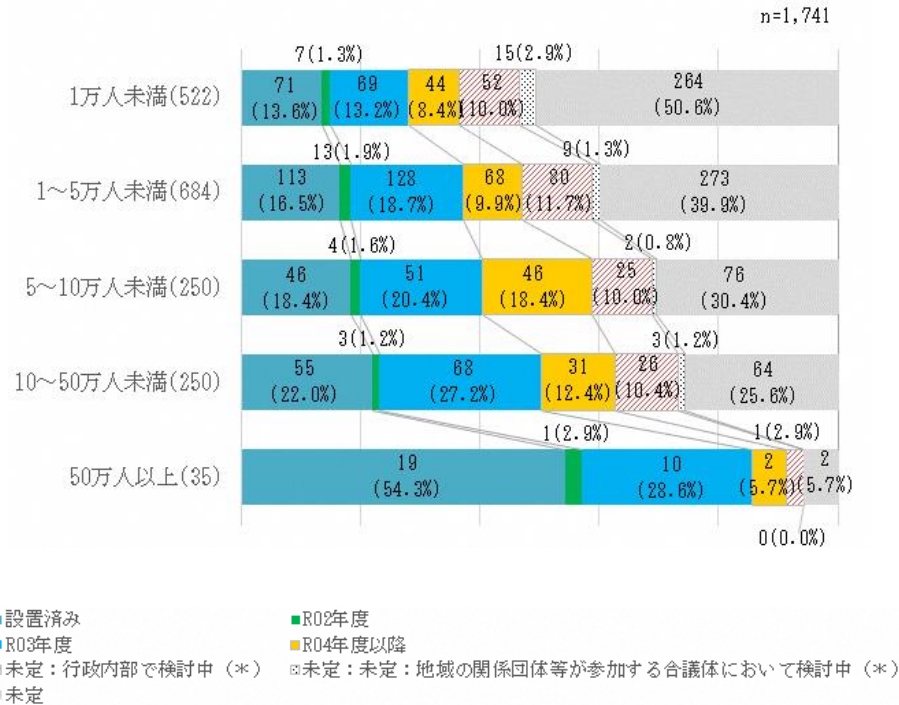
<市町村の意見等>

- 申立てに際して不明な点があり、家庭裁判所に対して問い合わせても杓子定規な回答や、専門用語を多用されることが多く、結果として後見人等が選任されるのに時間を要することが多々ある。市町村職員でも難しいことであれば、一般の住民にとっては尚更敷居が高い制度であると感じざるを得ない。市町村での相談機能強化だけでなく、家庭裁判所等においても相談体制を整えてもらいたい。
- 親族後見人を増やすためには、親族が負担感をなるべく受けないことが必須であり、そのためには家庭裁判所での手続きの簡素化・デジタル化が欠かせないと思われる。市としてはその点を家裁に対して要望していきたいが、一市町村が声をあげても全然聞き入れてくれないので、都や国レベルでも積極的に働きかけてほしい。
- 市単独で中核機関を設置した場合、家庭裁判所との連携体制の構築をどのように進めたらいいのか、また、どのようなことが可能なのか（例えば、ケースに関しての具体的な相談や会議等への出席などが可能なのか）具体的に例示してほしい。

協議会等の設置状況、関係機関の参画状況について

(令和2年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査より)

協議会等の設置状況



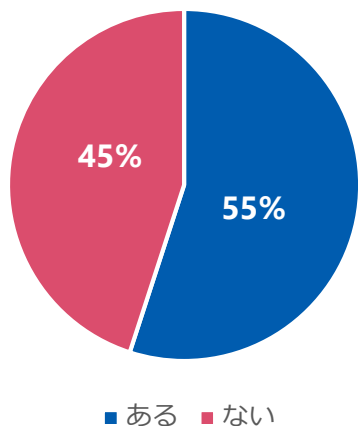
関係機関の参画状況

関係機関	協議会設置304市町村に対する割合
都道府県	35.2%
市町村	94.7%
学識経験者	37.8%
弁護士(会)	84.9%
司法書士(会)、リーガルサポート	80.6%
社会福祉士(会)	83.6%
精神保健福祉士(会)	19.7%
税理士(会)	12.8%
行政書士(会)	27.0%
医師(会)	49.0%
当事者・家族会	13.2%
地域包括支援センター	77.6%
障害者相談支援事業所	62.5%
介護・福祉サービス事業所	46.1%
医療機関	29.6%
民生委員	43.1%
自治会	7.6%
社会福祉協議会	93.4%
金融機関	18.4%
法テラス	8.2%
消費生活センター等	10.2%
家庭裁判所	60.9%
その他	25.7%

令和3年度 第152回市町村セミナー アンケート結果①

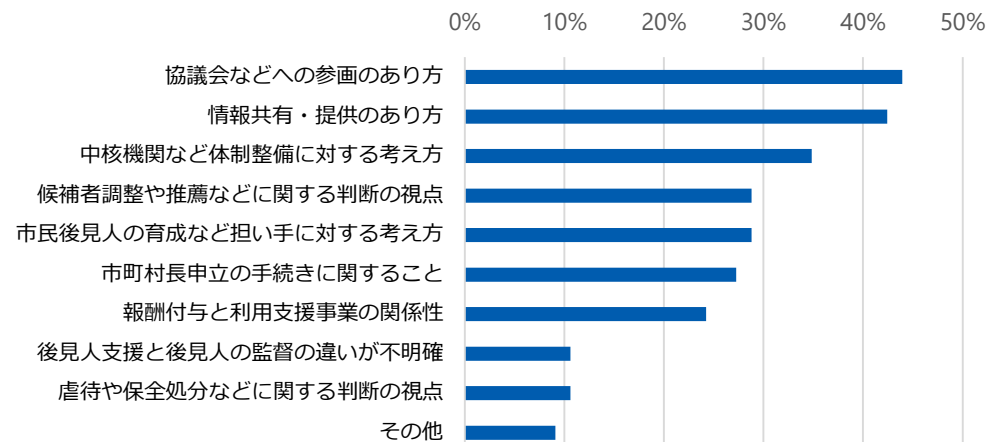
家庭裁判所との連携についての課題認識

家庭裁判所との連携について、課題を感じたことがあるか（N=120）



家庭裁判所との連携について、課題を感じたのはどのようなことですか？

（複数回答可）



令和3年度 第152回市町村セミナー アンケート結果②

(自由記載)

1 後見人の選任・交代に関すること

- 市民後見人養成講座を修了しても後見人として活用されていない。家庭裁判所から養成講座修了者名簿がないので活用し難い旨の話を聞いた。
- 親族申立て後見人候補者推薦の依頼が家庭裁判所からくる際のいただける情報が少ないこと。
- 本市ではまだ市民後見人が活躍するに至っていない状況であるが、後見人として選任される人物像について家裁との共有をどのようにしていけばよいのかわからない。
- 法律系後見人から法的支援の終了した被後見人の身上保護中心の後見活動の引継ぎを強く求められている。
- 市民後見人について、後見類型が補助及び補佐になると代理権及び同意権の権限の範囲が複雑になり、養成した後見人は実質的には後見類型が成年後見のみでしか選任されておらず、その他日常生活自立支援事業の支援員として活動している。養成した市民後見人がより活躍できるような制度としてもらいたい。
- 後見人選任までに時間を要する。手軽に利用できるものではない。
- 市民後見人について損害賠償保険について個人で加入できる商品がないため、養成をしても選任に至らないケースが生じている。

2 家裁の判断基準等に関すること

- 協議会等への参加の際に書記官が「オブザーバー」の立場として参加され、家庭裁判所としての意見を求めた際に「裁判官の専決事項」として明確な意見が得られない。
- 利用支援事業について、相談の場を持つとすると家庭裁判所は「個別事案によって回答が異なる」「行政施策に対して口出しする立場ではない」「利用支援事業の可否は行政の決定事項」として協議できず、かといって市町村側とすると「報酬額については家庭裁判所の決定に基づき要綱に沿って必要な額の支出」と主体的な取組ができず、どのようにルールづくりをしていこうか悩みが尽きない。

令和3年度 第152回市町村セミナー アンケート結果③

(自由記載)

3 家庭裁判所の態勢等に関すること

- 他の機関との連携に慣れていない。家庭裁判所主催の会議に頻繁に招集されるが、事前調整不足で会議の目的がなかなか見えてこない。事務局を務める会議では、目標（案）を定め、その達成のために必要な取組を整理し、自ら行う部分と他機関の協力を得たい部分とを可視化して見せるなどの工夫が必要だと思うがそれが無い。出席してみると、家庭裁判所が思う「成年後見制度利用促進」のため必要な業務を、他機関に行わせようとする雰囲気しか感じられない。
- 平成31年度頃から家庭裁判所から広域設置を強く勧められたため、その方向で検討したが、結局、広域での連携はするものの広域設置にはならない。家庭裁判所や専門職団体の思いはわからないでもないが、家庭裁判所は地方自治体の状況（人口、面積、ニーズなど）を把握しているわけでは無いのに、自治体が検討を始めたばかりの時期に家庭裁判所の思いだけで、広域設置を、と強く要請されたため自治体を混乱させたのではないか。
- （やむを得ないと理解しているが）厚労省の意向としては中核機関や地域連携ネットワークについて地域の実情に応じて段階的な設置で良いとお示しいただいているが、家庭裁判所とすると裁判所の管轄地域内で地域ごと異なる運用は暗に認められず、自ずと県内一律でのルール作りと運用を求められ、どこまで意見採用するか判断が難しい。
- 市町村の課題に真摯に向き合ってもらえない。
- 裁判所自体に相談機能をもっと充実して欲しい（裁判所からの案内等で相談を受けるが、ケースによっては、家裁の判断になるところもあり、市町村では判断できないこと多々有り）
- 現在、家庭裁判所との接点自体少ないため、どう連携をとっていいのか分かりません。
- 連携を必要としている背景が具体的にどのような場面であるのか、お互いに状況を知る必要があると感じている。
- 家庭裁判所と関わる機会がなかったため、考え方、対応方法について不安を感じる。
- 場所的な問題。車で1時間以上かかるため、相談に行きづらい。
- 管轄する家庭裁判所が圏域で違っており、3か所の家庭裁判所となっているため、連携が取りづらい。

令和3年度 第152回市町村セミナー アンケート結果④

(自由記載)

4 個別の事案での運用・連携等に関すること

- 虐待や請求など、本人に喫緊の課題があっても、家裁から本人の判断能力と関係のない部分での追加資料の命令があります。柔軟な手続きの視点を欠けば、結局裁判所がボトルネックになって成年後見制度の利用促進は進まないと思われます。裁判官の方々への研修やスキームの見直しをしていただきたいです。
- 虐待対応の際の後見申立については、スピード感が大切とされているが、家裁についての審判のスピード感とはあまりに違う。など、温度感や求められるところがあまりに違う。
- 市長申立における面談日は、毎週水曜日のみしかなく、書類が整っていても面談日が数少ないため面談予約日が、かなり先の日にならってしまう。それから審判となり、後見人等がつくまでに日数が必要となる。もう少しスピーディーな運用が出来ればありがたい。

5 後見人等への支援に関すること（市民後見人への支援を含む）

- 首長申立案件以外は、市町での関わりがなく、後見人等を受任された方にどのような支援が必要かのニーズの把握が難しい。
- 市民後見人の育成や市民後見人のバックアップ体制について、法人後見の具体的な内容や進め方について、もっと聞きたいと思いました。

令和3年度 第152回市町村セミナー アンケート結果⑤

(自由記載)

6 報酬・費用負担等に関すること

- 報酬の算定根拠を明確にさせていただきたいのと、報酬助成が市のみの負担であり、これから被後見人等の増加により財政負担が大きくなる。
- 家庭裁判所の報酬付与の審判の基準も明確に示し、死後事務や相続事務も一定の基準を設け、専門職や法人後見、市民後見人が報酬付与で安定して受任できるようにしてほしい。
- 相談があっても報酬の高さや、書類の多さなどで後見の利用をためらう方が多い。(銀行で後見人が必要と言われた場合特に。)
- 今後、利用者が増加した場合、後見人等の報酬助成を行う市町村において、その財源を確保することが困難になること。(国庫補助制度はあるが、市町村の負担も増えていくことになる。)
- 申立に際して必要な書類準備にかかる手間や鑑定費用の額は、親族等が申立を諦める強い要因となっている。
- 申立費用を申立人が負担することがネックになって申立人を引き受けてくださる方を見つけにくい。
- 首長申立案件が増加傾向にあり、本人に資力があるが契約能力はなく申立が困難な場合で、申立作成費用が高額で親族がその人のためにその額は負担できないと話されるケースが多々あるため、親族人が申立人でも本人が申立作成費用を負担できる制度に変更していただきたい。
- 市町村によって報酬助成などの実施状況が異なること。
- 市長申立て時に住所地と居住地が別の方(例えば、刑務所入所中に申請、住所地は他市町村)の申請があった場合、どこの市町村で申立を行うのか、またその後報酬助成が必要な場合、どの市町村にて報酬助成申請すべきかの取り決めがなく、迷うことがあります。また市町村によって報酬助成の規則等が違うため、困ることが多々あります。
- 町村は今後増加する後見ニーズに対して報酬財源の一定の確保が困難であると認識しており、利用支援事業の幅広い適用が進まない。また、家庭裁判所は三権分立の観点で介入を拒む事例がある。
- 成年後見制度利用促進の申立費用負担や報酬助成の対象経費を明確に示して、全国統一を図っていただきたい。居住地の他市の条件で適合しないため、首長申立した本市で負担しているケースがある。

令和3年度 第152回市町村セミナー アンケート結果⑥

(自由記載)

7 市町村長申立に関すること

- 成年後見制度市町村長申し立てに当たっては、各自治体ごとにその考え方や条例、規則、要綱などが異なるため、その調整に時間がかかり、利用が必要な当該本人が宙に浮く可能性がある。地域性に任せる部分も必要ではあるが、一方で一律で申し立てにかかる一定の規則等を定めることは必要と考える。
- 市町村長申立てについて、住民票所在地と居住実態が異なる場合の統一的ルールがないため、申立市町村について、調整が必要な場合がある。

8 成年後見制度・関連制度等に関すること

- 制度上の課題が、利用者本人や家族等へ不利益を与える場合があることから、利用促進以前に、まずは制度上の課題を改善することが優先ではないかと思います。
- 日常自立支援事業と成年後見制度で、成年後見の審判が確定するまで支援ができない空白が発生する。成年後見の申請手続きに時間を有し、更に審判、確定までも時間がかかる。対象者の大多数は認知症の高齢者であるため、早急な対応が求めることと逆行し、対応に苦慮する場面が多い、二つの制度の間を埋める運用や制度を検討していただきたい。
- 手続き等において、日常生活自立支援事業の方が簡便なため、できるだけ日常生活自立支援事業を長く利用しよう（利用させよう）として、判断能力が落ちきってからようやく成年後見制度への移行を検討するケースが多いように感じる。
- 市町においては、日常生活自立支援事業の財政負担がないため、判断能力が不十分な生保受給者について、安易に日常生活自立支援事業に金銭管理をお願いしようとして、本人の希望よりも、自治体の希望で日常生活自立支援事業の申請を行っているようなケースが見受けられる。
- 現在、身寄りがない人や核家族化等で親族の援助が得られない人について成年後見制度の相談が多くよせられている。今後も成年後見制度の需要は増加すると思われる。反面、身元保証、死後事務ふくめ成年後見制度ではない受け皿や制度の整備の必要性を感じる。
- 存命中は成年後見制度利用で可能だが、死後（財産処分等）に対応する方法をわかりやすく、対応しやすいものの確立をお願いしたい。

- 参考資料（現行計画における4機能の記載）

広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げる人ができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努める。
- 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所・町村役場の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮する。
- その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意する。

相談機能

- 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築する。その際には、地域の専門職団体や法テラス等の協力を得ることも想定される。
- 以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行う。
 - 市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行う。
 - その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮する。
 - ※ 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町村区域を超えた広域対応が必要となる場合もあり、市町村と都道府県が連携し支援する必要がある。
 - ※ 各地域の特性に応じ、民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体との連携も図られるべきである。

成年後見制度利用促進機能

(a)受任者調整（マッチング）等の支援

- 親族後見人候補者の支援
 - ・ 後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行う。
- 市民後見人候補者等の支援
 - ・ 市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行う。
- 受任者調整（マッチング）等
 - ・ 専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
 - ・ 中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。
 - ・ 家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。
- 家庭裁判所との連携
 - ・ 中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要である。

(b)担い手の育成・活動の促進

○ 市民後見人の研修・育成・活用

- 市民後見人の育成については、これまでも都道府県や市町村において行ってきているが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる。
- さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねる取組も考えられる。

○ 法人後見の担い手の育成・活動支援

- 後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。
- 担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とするNPO 法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。
- 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。

(C)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- 日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有している。
- 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。
- 生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要である高齢者・障害者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるべきである。

後見人支援機能

- 中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、
 - ・ 法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ること。
 - ・ 専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みを作ること（ケース会議開催等）。

など、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう、支援する。

※ 上記チームに加わる関係者として、例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市町村窓口などが考えられるが、必要に応じて、これに専門職も加わることも考えられる。

- 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援する。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行う。
- 地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげることとする。